

避難所におけるペット同行ルール

はじめに

避難者の中にはペットを連れて避難（同行避難）してくる方もいます。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、他の避難者との間のペットによるトラブルなどを招くこともありました。

そのような問題を未然に防ぐためには、避難所で一定のルールが必要になることから、「**避難所におけるペット同行ルール**」を作成しましたので、ご活用ください。

原則

(1) ペット飼育は飼い主の責任です

避難所では、ペットの世話や当面の餌の確保、飼育場所の管理は、飼い主の責任で行うこととなります。ペットを飼っていない方への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められます。

(2) ペットの飼育場所は居住スペースと分けます

ペットの飼育場所は、人の居住スペースと分けてください。避難所には、動物にアレルギーを持つ方、動物が苦手な方や動物に不用意に手を出しかねない幼い子供などもあります。周囲の人に配慮し、飼育場所以外（居住スペース等）には連れて行くことは出来ません。

※ただし、身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。

なお、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合などは、配慮が必要となります。

(3) 避難所の飼育ルールを守ります

大勢の人が共同生活を送る避難所において、ペットに関するトラブルが生じないように、各避難所で決められた飼育ルールを守り、飼い主以外の避難者にも配慮することを心掛け、衛生的な飼育をしなければいけません。

ルール

飼い主の皆様は 下記のルールに基づき適切に飼育・管理してください

① ペットは避難所責任者と相談し、決められた場所でケージに入れるか、柱などにつなぐなどしてください

② 避難所に同行できるペットは犬、猫などの家庭動物です

(人に危害を与える恐れのある動物、特別な管理が必要な動物は受け入れできません)

③ 餌やり、給水、食べ残しの片づけ、散歩、ブラッシング、ケージ内外及び周辺の清掃などは飼い主が責任を持ち管理してください

(ペットの飼育・管理に必要な資材(ケージ、その他の用具)と当面の餌は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です)

④ 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末してください

(ペットの体やケージ内、飼育環境を清潔に保つことで、避難所の皆が気持ちよく生活することが出来ます)

⑤ 排泄は特定の場所でさせ、後始末は適切に行ってください

(排泄物の不適切な処理は、平常時から苦情の原因となっていますので、注意しましょう)

⑥ 散歩やブラッシングなどは、避難所外若しくは避難所内の指定された場所で行ってください

移動するときや散歩するときは、リードをつなぎ、短く持つなど、トラブルを防止しましょう

(ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めましょう)

⑦ ペットによる苦情・危害防止に努めてください

⑧ 災害や避難者の状況によりペットの同行をお断りする場合がありますので、一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討してください

(避難生活が長期化する場合、本人及びペットのストレスは大きくなりますので、軽減する方法も検討しましょう)